

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

今治市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなる。陸地部は緑豊かな高縄山系の山並みへと続く豊かな自然を擁し、そこより流れる蒼社川と頓田川が中心市街地のある平野部を貫流し、ひうち灘へと注ぎ込む。島しょ部は標高 200m～400m の急傾斜地の山地と緩傾斜丘陵地及び湾内堆積地からなっている。このように本市は、変化に富んだ地勢を有しており、農業においても、瀬戸内の温暖な気候により、米や柑橘を中心に各地域において様々な農産物が栽培される状況である。

本市では、平成 17 年の 12 市町村による合併後、「今治市食と農のまちづくり条例」を制定し、地産地消や食育、有機農業や持続性の高い農業生産活動の実践を推進し、安全・安心な農産物を地元へ供給する体制を確立することで、農業の振興を図ってきたところである。

1. 今治市陸地部平野地域（旧今治市、今治市朝倉（旧下朝倉村）、波方町、大西町）

(1) 現況

本地域は、蒼社川や頓田川の下流域、もしくは山合いから流れる川沿いに開けた平坦地であり、主に米麦が中心に栽培されているが、果菜類を中心とした施設野菜を栽培している農家も少なくない。その中には、学校給食に供するための特別栽培（減農薬・減化学肥料）米に取り組む者や県の特別栽培認証を受けたトマトやキュウリ、柑橘などを栽培する者も多数存在する。また、旧今治地域にある立花地区では、古くから有機農業に取り組んでいる農業者グループがあり、そこで栽培された有機野菜は給食用食材として、約 30 年に亘り、同地区の小学校に納入されている。

しかし近年では、農業者の高齢化や後継者不足により、各地域の農地保全体制が弱体化してきており、農産物の低価格化も相まって、耕作放棄地の増加が懸念されている。これら問題を払拭すべく、地産地消型拠点地域農業拠点施設等の整備を図り、定年帰農者や農家の女性等を新たな農業の担い手とすることで、耕作放棄地増加の抑制に努めているが、今後は、各地域の核となる若い農業の担い手を確保し、地域の農業の中心に据え、地域がそれをバックアップしていく体制を構築していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進していくことで、地域での農地保全体制を強化する取り組みを支援するとともに、農産物の高付加価値化や地域の安全・安心な農産物の供給体制をさらに確実なものとするすることで、若い農業の担い手の確保や農業者等の生計の安定化を図るため、併せて、同項第3号に掲げる事業にも取り組むことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 今治市陸地部中山間地域（今治市朝倉（旧上朝倉村、旧下朝倉村のうち古谷地域）、玉川町、大西町（旧小西村）、菊間町）

(1) 現況

本地域のうち、上朝倉、玉川の両地域は、本市の主な水源となる頓田川の上流及び下流域、蒼社川水系の上流域に位置するために水に恵まれ、基盤整備も比較的進んでいることから、稲作が盛んに行われており、上朝倉地域では、県の認証を受けた特別栽培米を生産し、ブランド化したことで、地元の一般米より高値で取り引きされている。

その他の地域では、地形的に勾配の起伏が激しく、ダムやため池等から流れる川筋周辺の農地では、米や野菜が栽培されているものの、農地の大半は樹園地で、古くから柑橘中心に栽培が行われている。

しかし、この両地域では、農業者の高齢化やいのしし・鹿等による鳥獣被害が拡大していることにより、条件の悪い農地を中心に耕作放棄地が増えつつある。特に、急傾斜等条件が不利な樹園地では、このことが顕著となっている。

そのため、平野部との条件格差を是正する手段を講じ、農業者らの農地保全活動を支援するとともに、新たな担い手の確保や鳥獣被害対策、農産物の高付加価値化による収益の向上といった取り組みへの助力が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、条件格差の是正を第一に考え、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、地域一体となった農地保全管理に係る多様な取り組みへの支援を行うため、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 今治市島しょ部（吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前）

(1) 現況

本地域は、瀬戸内海に浮かぶ越智諸島及び関前諸島からなり、水が少ないなど地域的な環境から、主として柑橘の栽培が行われてきた。しかし近年は、農業者の高齢化と急激な過疎化、加えていのしし等による鳥獣被害の激増により、条件の悪い農地を中心に耕作放棄地が増加している。また、この地域は、陸地部と比べ、農産物の輸送コストが掛かるため、農産物の低価格化に伴い、農作物の栽培

を断念せざるを得ない状況となっている点も否めない。そのような中、上浦・大三島を中心に、有機農業などに魅力を感じる若者が、徐々にではあるが移住し始めたところである。また、以前より、柑橘の特別栽培を行っている者も少なくない。

今後は、耕作放棄地の増加抑制を図る手段として、農地の保全活動に係る支援を行うとともに、農産物の高付加価値化や有機農業などを実践する若い農業者などの支援を行っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、新たな耕作放棄地の発生の抑制し、農地を保全する取り組みを支援するため、法第3条第3項第1号、同項第2号を推奨していくとともに、農産物の高付加価値化や新たな担い手の取り組み活動を支援するため、併せて、同項第3号に掲げる事業の推進を図ることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	今治市陸地部平野地域 (旧今治市、今治市朝倉 (旧下朝倉村)、波方町、 大西町)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号 に掲げる事業
②	今治市陸地部中山間地域 (今治市朝倉(旧上朝倉 村、旧下朝倉村のうち古 谷地域)、玉川町、大西町 (旧小西村)、菊間町)	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及 び同項第3号に掲げる事業
③	今治市島しょ部 (吉海、宮窪、伯方、上 浦、大三島、関前)	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及 び同項第3号に掲げる事業

4. 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5. その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：今治市玉川町、関前村

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。): 今治市菊間町(旧菊間町、旧亀岡村)、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村

(ロ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域：今治市吉海町津島、宮窪町鵜島並びに関前村大下島及び同村小大下島

(ハ) 特認地域(農林統計上の中山間地域)：今治市朝倉(旧上朝倉村)、大西町(旧小西村)

(ニ) (8法指定地域隣接地域)：今治市朝倉(旧下朝倉村のうち古谷地域)、大西町(旧小西村)

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地（勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満）であって、次のいずれかに該当する農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
 - (b) 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在している場合
一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在し、集落協定を結ぶ上で一体的に協定に含めることが必要な場合
 - (c) 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在している場合
1 ha 以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で一体的に協定に含めることが必要な場合

(2) その他必要な事項

その他当該事業を実施するに際し、集落協定に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 環境保全及び生態系の維持増進、地産地消の推進に関する事項

協定に基づいて行う農業生産活動等については、農地の自然循環機能の維持増進を図るため、できるだけ化学肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、環境への負荷をできる限り低減し、自然環境の保全、生態系の維持に努める旨を明記のうえ、その取組内容（目標）を記載する。

イ 土地改良通年施行に係る事業の概要

ウ 現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要

エ 田から畑への地目変換

今治市促進計画図

